



# SMILE



★今月も笑顔（スマイル）でスタート！

12月号 Vol.128

## 今月の SMILE

今年1年のご愛読、誠に有難うございました！

まいど おおきに！

早いもので2025年も最後の月となりました。本年も弊誌「スマイル」をお読み頂いて誠に有難うございました。

11月に入って、立憲民主党の岡田議員による高市総理への国会質問に端を発し、日中間はかつてないほどの政治的緊張状態に入っています。日系企業の中国国内でのビジネスにも大きな影響が及ぶと考えられますが、それでも前向きに頑張っていきましょう！

2025年の中国を振り返ると、経済成長率の鈍化が続き、かつての高成長時代のような「上昇志向」が通用しにくくなっているように見えます。特に若者の就職・収入・将来展望は厳しく、民間セクターでの職が減少する中で、若者の失業率の高さが大きな問題となっています。その結果、多くの若者が「大企業・起業・キャリアアップ」に希望を見いだせず、公務員試験など安定志向の職を目指す傾向が強まっています。

こうした経済・雇用の不安が長引く中で、「かつての『成長 → 安定 → より良い暮らし』というストーリーが成立しない」と感じる人が増えています。そのため、「高学歴」「努力」「キャリア構築」といった価値観を肯定できず、消極的・逃避的なライフスタイルを選ぶ若者文化やトレンドが広がっています。「仕事に人生を捧げる必要はない」「結婚・家庭・高望みはもう無理」といった価値観を示すネッتسラングや社会現象も見られます。たとえば「四不青年」（恋愛せず、結婚せず、家を買わず、子どもを作らず）といった若者の傾向が話題になっています。

さらに最近では、若者の間で「rat people（ラット・ピープル）」と呼ばれる、「無理せず、静かに／ひっそり生きる」「大きな野心を持たない」ライフスタイルが注目されています。これが若年層の“消費不振”や“社会参加への意欲低下”的原因になっている、という報道もあります。つまり、過去の「経済成長」「上昇志向」といった成功モデルに代わる新たな価値観が模索されている時期にあるといえるでしょう。

クリスマスの季節でもあるため、クリスマスプレゼントにまつわる小説を振り返りたいと思います。1905年に書かれたO.ヘンリーの『賢者の贈り物』です。舞台は1900年代初頭のアメリカで、貧しいが愛し合う若い夫婦、ジムとデラが主人公です。クリスマスが近づき、二人は互いに心のこもった贈り物をしたいと考えます。しかし生活は貧しく、まとまったお金がありません。デラは、自慢の長い美しい髪を売り、そのお金でジムが長年欲しがっていた金の鎖を買います。一方ジムは、デラの髪の美しさにふさわしい櫛や装飾品を贈ろうと考え、デラへの贈り物のために祖父から受け継いだ大切な金の懐中時計を売ってしまいます。物理的には役に立たない贈り物ですが、二人は互いに深い愛と自己犠牲の心を示したことを理解します。O.ヘンリーは次のように結んでいます。「現代の賢者たちへの最後の言葉として言っておこう。贈り物をする者の中で、この二人こそ最も賢い者たちである。贈り物を贈り、受け取る者の中でも、彼らほど真の価値を知る者はいない。彼らの贈り物は物ではなく、互いへの深い愛と自己犠牲の心であった。世のどこでも、彼らは『マギ（賢者）』と呼ばれるにふさわしい者たちである。」

では今月も笑顔（スマイル）でスタートしましょう！そして、メリークリスマス！！



## マクロ経済情報

### I. CPIとPPI

国家統計局の11月9日の発表によれば、10月は、内需拡大などの政策措置が引き続き効果を發揮し、加えて国慶節と中秋節の連休による需要拡大の影響もあり、消費者物価指数(CPI)は前月比0.2%上昇、前年同月比でも0.2%上昇した。食品とエネルギー価格を除いたコアCPIは前年同月比1.2%の上昇で、上昇幅は6ヶ月連続で拡大した。国内の一部産業における需給関係の改善や国際的な商品市況の価格伝播などの要因により、工業生産者出荷価格指数(PPI)は前月の横ばいから0.1%の上昇に転じ、年内で初めての上昇となった。一方、前年同月比では2.1%の下落であるものの、下落幅は前月より0.2ポイント縮小し、3ヶ月連続で縮小傾向となっている。

#### 1. CPI(消費者物価指数)は前月比で上昇幅が拡大し、前年比は下落から上昇に転じた

CPIは前月比で0.2%上昇し、上昇幅は前月より0.1ポイント拡大し、季節要因をわずかに上回った。サービス価格は下落から上昇へ転じた。サービス価格は前月の0.3%下落から0.2%上昇へと転じ、季節的水準を0.2ポイント上回り、CPI前月比上昇に約0.07ポイント寄与した。サービスの内訳では、国慶節と中秋節の連休が重なり旅行需要が強く、ホテル宿泊、航空券、旅行商品の価格はそれぞれ8.6%、4.5%、2.5%上昇し、いずれも季節水準を上回った。また、医療サービス価格は0.5%上昇した。食品価格は季節要因より高い上昇。食品価格は0.3%上昇し、通常の季節水準(▲0.1ポイント)より高かった。その中でも連休による消費増加が見られ、生鮮野菜、羊肉、生鮮果物、エビ・カニ類、牛肉の価格は0.5%~4.3%の幅で上昇した。工業消費財は総じて安定しながらも一部上昇へ。エネルギー価格は0.4%下落したが、エネルギーを除いた工業消費財価格は0.3%上昇し、CPI前月比に約0.07ポイント押し上げ要因となった。そのうち国際的な金価格の上昇が影響し、国内の金装飾品価格は10.2%上昇した。

CPIの前年比は、前月の▲0.3%から+0.2%へと上昇に転じた。このうち食品・エネルギー価格は依然として低水準だが、下落幅はいずれも縮小した。食品価格は2.9%下落、下落幅は前月より1.5ポイント縮小。CPIへの寄与は▲0.54ポイント。食品の中では、豚肉・鶏卵・生鮮野菜価格が7.3%~16.0%下落したが、下落幅はいずれも縮小。一方で牛肉、羊肉、水産品は2.0%~5.6%上昇し、上昇幅はいずれも拡大した。エネルギー価格は2.4%下落。ガソリン価格は5.5%下落し、CPI前年比を約▲0.18ポイント押し下げた。食品とエネルギーを除いたコアCPIは前年比1.2%上昇、6ヶ月連続の拡大で2024年3月以降で最高。サービス価格は3月以降持続的に回復し、本月は0.8%上昇、前月より0.2ポイント拡大した。航空券とホテル宿泊はそれぞれ8.9%、2.8%上昇。医療サービスと家事代行サービスはそれぞれ2.4%、2.3%上昇。エネルギーを除く工業消費財は2.0%上昇し、こちらも6ヶ月連続で拡大。金・プラチナ装飾品はそれぞれ50.3%、46.1%の大幅上昇。内需拡大政策の効果が継続、家電製品、文教娯楽用耐久財、日用品は2.4%~5.0%の上昇。燃料車の価格下落幅は2.3%へと縮小した。

#### 2. PPI(生産者物価指数)は前月比で横ばいから上昇に転じ、前年比の下落幅はさらに縮小

PPIは前月の横ばいから0.1%上昇へ転じ、年内では初の上昇となった。

今月のPPI前月比の主な特徴は以下のとおりである。

##### ① 供給と需要の改善により、一部産業で価格が上昇

石炭採掘・洗浄業は前月比1.6%上昇、石炭加工は0.8%上昇、太陽光発電設備・部材製造は0.6%上昇し、いずれも2ヶ月以上連続で上昇した。また、セメント製造、コンピュータ本体製造、リチウムイオン電池製造、集積回路製造の価格はいずれも下落から上昇へ転じ、上昇幅はそれぞれ1.6%、0.5%、0.2%、0.2%となった。

##### ② 外部要因により、国内の非鉄金属と石油関連業種で価格の動きが分化

国際的な非鉄金属価格の上昇を受け、国内の非鉄金属鉱業は前月比5.3%上昇、非鉄金属精錬・圧延加工は2.4%上昇、その中でも金精錬は8.7%、銅精錬は4.3%の上昇だった。

一方、国際原油価格の下落により国内の石油・天然ガス採掘業は2.3%下落、石油精製製品は0.8%下落した。

PPIの前年比は2.1%下落であるものの、下落幅は前月より0.2ポイント縮小し、3ヶ月連続の縮小となった。

##### ① 重点業種の产能調整が進み、関連価格の下落幅が縮小

生产能力調査や安全監督の強化に加え、冬季需要を見据えた在庫積み増しや電力需要の増加もあり、石炭採

掘・洗浄業の前年比下落幅は前月より 1.2 ポイント縮小した。

市場競争の適正化や旧式設備の退出が進み、太陽光発電設備・部材、電池、自動車製造価格の下落幅はそれぞれ 1.4、1.3、0.7 ポイント縮まった。

## ② 産業の高度化と消費潜在力の発揮が進み、関連業種は前年比で上昇

技術革新が産業の高度化を後押しし、製造業のスマート化・グリーン化・融合化の発展が進む中、非鉄金属精錬・圧延加工は前年比 6.8% 上昇、電子材料専用製造は 2.3%、マイクロ波通信機器は 1.8%、船舶および関連装置製造は 0.9%、廃棄資源再利用は 0.7%、航空機製造は 0.5% 上昇した。さらに、消費拡大政策の効果が継続して現れ、美術・礼品製造は 18.4% 上昇、スポーツ用ボール製造は 3.3%、栄養食品製造は 2.1%、飲料製造は 0.4% の上昇となった。

## 法務情報

### 労働紛争事件をめぐる最新の司法解釈に関する解説(中)

#### 1. はじめに

「労働紛争事件の審理における法律適用の問題に関する最高人民法院の解釈(二)」(法釈[2025]12 号、2025 年 9 月 1 日施行。以下、「司法解釈(二)」といふ)をめぐり、このニュースレターでは全 3 回の連載として、日系企業に向けた理論・実務両面からの解説を行っているところである。前回の上編に続く本編では、第 13 条(競業避止の対象者及び条項の範囲)、第 14 条(在職期間における競業避止条項の効力)及び第 15 条(労働者による競業避止合意違反に係る救済方法)を取り上げるものとしたい。

#### 2. 第13条(競業避止の対象者及び条項の範囲)

##### (1)規定内容

労働者が使用者の営業秘密若しくは知的財産権に関する秘密事項を知らず、又はこれらに接触していない場合において、競業避止条項の効力が発生していないことの確認を請求したとき、人民法院は、法に基づきこれを支持する。

競業避止条項に定める競業避止の範囲、地域、期間などの内容が、労働者において知り、若しくは接触した営業秘密と、又は知的財産権に関する秘密事項と適合しない場合において、労働者が競業避止条項の合理的な比率を超える部分の無効の確認を請求したとき、人民法院は、法に基づきこれを支持する。

##### (2) 解説

本条は、競業避止制度の適用範囲に関する規定である。労働契約法は、使用者の営業秘密を保護し、旧使用者の営業秘密を利用した従業員による図利を防止することを目的としてこの制度を定めたが、その一方で、従業員の職業選択の自由や人的資源の流動性に対する制限も懸念される。それゆえ、労働契約法 23 条及び 24 条は、競業避止条項の適用を「秘密保持義務を負う労働者」又は「上級管理職、上級技術者その他秘密保持義務を負う者」に限定するとともに、競業避止の範囲・地域・期間については、法令に違反しない限りにおいて労使間の合意によるものとした。

しかし、競業避止を濫用する使用者も現に一部存在し、秘密保持義務を負わない従業員まで就業の自由が制限され、高額な違約金の支払が請求されるため、人的資源の流動が妨げられ、適正な商環境が損なわれる事態となっている。その是正を目的として、最高人民法院は 2022 年 12 月、W 氏と某社との競業避止紛争事件に係る第 190 号指導性案例を公表し、競業避止紛争事件の審理に際しては、使用者の実際の営業内容、サービスの対象、製品の需要者、対応する市場などを総合的に勘案して判断しなければならないことを明らかにした。その後、人力资源社会保障部及び最高人民法院が 2025 年 4 月に公表した典型事例における事例 5 においては、労働仲裁委員会により、警備員は競業避止の適用主体ではなく、警備会社に対する競業避止違約金の支払は必要ないとの判断が下された。

本条は、営業秘密若しくは秘密事項を知らず、又はこれらに接触していない従業員は、競業避止条項の適用対象から除外されることのほか、競業避止が適用される範囲、地域、期間などについては、合理性の具備と、従業員において知り、若しくは接触した営業秘密などとの適合が求められ、これに反するときは、従業員において合理的な範囲を超える部分の無効を主張しうることを明らかにした。また、営業秘密などに対する認知・接触がない従業員が締結した競業避止条項は、「効力の不発生」であって「無効」ではないため、従業員がその効力不発生を主張しなければ有効なものとして継続

しる」と解される。この場合、従業員は、競業避止契約の規定又は「司法解釈(一)」36条1項(※)に基づき使用者に対して経済的な補償の支払を請求することができるか否かについて、「司法解釈(二)」では明確にされておらず、司法実務における更なる明確化が待たれる。

(※) 司法解釈(一)」36条1項:当事者が労働契約又は秘密保持契約において競業避止について定めたものの、労働契約の解除又は終了後における労働者への経済的な補償の付与については定めなかった場合において、労働者が競業避止の義務を履行し、使用者に対し、労働契約の解除又は終了前12か月間における自己の平均賃金の30%に従って経済的な補償の支払を月ごとに行うことを請求したとき、人民法院はこれを支持しなければならない。

### (3) 実務的観点からの提言

労使間において競業避止義務を定める際には、使用者の業務展開の実情、従業員の業務の内容及び接觸する営業秘密の程度・範囲を総合的に勘案し、個別化された合意と管理を行うことにより、その義務について定めた規定が無効認定されるリスクを低減することが求められる。

## 3 第14条(在職期間における競業避止条項の効力)

### (1) 規定内容

使用者が上級管理職、上級技術者その他秘密保持義務を負う者と在職期間における競業避止に関する条項を定めた場合において、労働者が在職期間における競業避止に関する合意の禁止又は経済的な補償の不払を理由として競業避止条項の無効の確認を請求したとき、人民法院はこれを支持しない。

### (2) 解説

労働契約法、「司法解釈(一)」など従来の労働法令は、退職後における義務違反を念頭に置いて競業避止に関する多くの規定を定めており、在職期間における当該義務に関する規定が少ないため、司法実務においては、次のような論争が広範に展開されている。

#### ①在職期間における競業避止に関する条項の有効性

一部の地域の労働仲裁委員会・裁判所は、指針や事例を通じてその効力を明らかにしている。例えば、深セン市中級人民法院が2015年に公布した「労働紛争事件の審理に関する裁判ガイドライン」においては、「労働者が在職期間中に競業避止義務に違反した場合において、使用者が双方の合意に基づいて労働者に対し違約金の支払を請求したときは、これを認める」と明確に定められている。また、浙江省、北京市などの地方の規定や事例も同様の立場であり、在職期間における競業避止について定めた条項の効力を肯定している。

#### ②使用者による在職期間における競業避止経済補償金支払の要否

実務上ほとんどの事例において、在職期間における使用者からの経済的な補償の支払は不要であると考えられている。裁判所の多くも、労働契約法が競業避止期間における経済的な補償について定めたのは、従業員の就業権及び生存権の保障を目的とするものであり、在職期間において既に従業員が就業の機会、労働条件、作業場所及び賃金・福利の保障を使用者から与えられているときは、使用者に対し競業避止に関する経済的な補償の支払を請求すべきではないと判断している。

#### ③在職期間において競業避止条項に違反した従業員による違約金支払の要否

深セン市の事例では、前出の深セン市中級人民法院「労働紛争事件の審理に関する裁判ガイドライン」の下、在職期間中に競業避止義務に違反した従業員が使用者に違約金を支払わなければならないとの判断が基本的に示され、北京市など別地域の事例でも同様の立場がとられている。しかし、一部の地域(例えば上海)においては、在職期間における競業避止違反の違約金について明確に定めた規定が労働契約法に存在しないことを理由として、使用者によるその支払請求権を否定した事例も存在する((2022)滬01民終11293号)。

本条は、在職期間における競業避止に関する司法実務の通説を明確に採用し、在職期間においても従業員が当該義務を負うことを再確認するとともに、その合意を形成するにあたり、使用者による経済的な補償の支払は不要であることを明らかにした。また、「司法解釈(二)」15条においては、有効な競業避止条項に違反した従業員に対し、使用者は違約金の支払を請求しうるものと定められ、在職期間における競業避止の有効性と違約責任に関する問題が明確化された。

なお、今回の「司法解釈(二)」と同時に公表された典型事例 6 件における事例 5 では、繊維会社と同社営業部長との間に在職期間における競業避止について契約が締結され、当該部長が同契約に違反して会社の顧客及び訴外の第三者と取引を行ったという事実関係の下、当該部長は同社に対して違約責任を負うとの判決が下されている。

### (3) 実務的観点からの提言

実務上、労使間で競業避止契約を締結する際には、在職期間における競業避止の義務について定めることも検討しうる。その際に、その当事者となる従業員が上級管理職、上級技術者その他秘密保持義務を負う者か否かを確認することのほか、経済的な補償の支払は不要であり、在職期間における競業避止の義務に違反した従業員においては違約金を支払わなければならない旨を定めることが望まれる。

## 4 第15条（労働者による競業避止合意違反に係る救済方法）

### (1) 規定内容

労働者が有効な競業避止の合意に違反した場合において、使用者が労働者に対し、既に支払った経済的な補償の返還及び違約金の支払を合意に従って行うことを請求したとき、人民法院は法に基づきこれを支持する。

### (2) 解説

本条を定める「司法解釈(二)」が公布されるまで、従業員による競業避止合意違反に係る救済方法については、労働契約法 23 条が使用者の違約金支払請求権を定めていた。他方、競業避止補償の返還を主張しうるか否かに関する明確な法的根拠が欠けていたため、司法実務においては、次のように見解が分かれていた。

#### ①契約に明確な定めがある場合

競業避止契約において、競業避止に違反した従業員による経済的な補償の返還義務が定められている場合には、使用者の請求を認め、従業員においては相応の経済的な補償の返還をしなければならないとするのが司法実務の通説的な見解である。例えば(2022)蘇02 民終375号事件では、裁判所が従業員による競業避止義務への違反を認定し、使用者において経済的な補償を支払う必要はなく、従業員においては既に支払われた経済的な補償を返還しなければならないと判示された。類似の事例として(2023)京01 民終3971号事件のほか、深セン中級人民法院が公開した典型事例も挙げられる。

#### ②契約に明確な定めがない場合

経済的な補償の返還を否に関する明確な規定が競業避止契約に定められていない場合については、各地の司法実務に大きな差異が見受けられる。例えば(2023)京01 民終12534号事件では、会社側の主張する違約金の金額が過大であることを理由として、また、(2022)滬0104 民初7200号事件では、労使間に明確な合意が存在しないことを理由として、使用者による競業避止補償金の全額返還請求が退けられた。一方、(2023)粵01 民終33930号事件においては、使用者による競業避止補償の返還請求が認められている。

この点について、本条は、競業避止義務に違反した従業員においては、違約金の支払のみならず、対応する期間の経済的な補償の返還もしなければならないことを明確に定め、その返還をめぐる司法実務上の争いを解決するとともに、違約行為による従業員の利益取得を防止し、使用者の損害を低減した。

### (3) 実務的観点からの提言

本条により、競業避止義務に違反した従業員においては経済的な補償の返還と違約金の支払をしなければならないことが明確に定められた。しかしながら、リスク回避の観点からすると、労使間で競業避止契約を締結する際には、これらの返還と支払について契約においても明確に定め、また、返還の範囲(利息や税負担を含むか否かなど)も明らかにし、自社の損害を低減することが望まれる。

情報提供 金杜法律事務所



### 税関総署による違反行為の自主開示に関する公告

ビジネス環境をさらに最適化し、対外貿易の高品質な発展を促進するため、税関総署は 2025 年 9 月 28 日付で、「違反行為の自主開示に関する処理事項についての公告」(税関総署公告 2025 年第 194 号)を発表しました。主な内容は下記の通りです。

一. 輸出入企業は税関規定に違反した行為に対して自主的に開示し、次のいずれかに該当する場合、行政処が免除される。

1、違反行為の発生日から 1 年以内に税関に自主的に開示する場合。

2、違反行為の発生日から 1 年を超えて 2 年以内に自主開示し、且つ納付漏れや過少納付税額が納付すべき税額の 30%以下、または 100 万元以下である場合。

3、増增值税輸出還付管理に影響を与える場合、

(1) 違反行為の発生日から 1 年以内に税関に自主的に開示する場合。

(2) 違反行為の発生日から 1 年を超えて 2 年以内に自主開示し、且つ過大還付税額が還付すべき税額の 30%以下、または 100 万元以下である場合。

4、加工貿易企業は工程改善、非保税原材料の使用割合の不正確な申告などの原因により、実際の単耗が申告済みの単耗を下回り、且つこれにより生じた余剰原材料や半製品、完成品が未処分、あるいは加工貿易方式を通じて再輸出する場合。

5、「中華人民共和国税関行政処罰実施条例」第 15 条第 1 項、第 2 項に規定された違反行為に該当する場合。

6、「中華人民共和国税関行政処罰実施条例」第 18 条の規定を適用して処理し、出入国禁止管理、増增值税輸出還付管理、税金徴収及び許可証明書管理に影響を与えない税関違反行為に該当する場合。

7、税関検査検疫の違反行為を自主的に開示し、且つ迅速に是正でき、危害な結果を引き起こさず、貨物価値が 50 万元以下、あるいは法律、行政法規、税関規則により警告、最高罰金が 3 万元以下である場合(安全、環境保護、衛生に関わる検査検疫事項を除く)。

二. 輸出入企業は自主的に違反行為を書面にて税関に報告し、且つ迅速に是正し、税関がその報告を自主開示と認定された場合、延滞金の減免を申請できる。

三. 輸出入企業は自主開示し、且つ税関により警告または 100 万元以下の罰金を科された行為は、税関による企業の信用状況認定記録には記載されない。高級認証企業は税関の調査期間中にも関連管理制度の適用が停止されない。(安全、環境保護、衛生に関わる検査検疫事項を除く)

四、同一税関違反行為(同一性質で、且つ同一法律の同一項目に関わる違反行為を指す)に対し、輸出入企業が一年以内(連続 12 ヶ月)に 2 回以上に自主開示を行わない場合、本公告の関連規定を適用できない。

五、輸出入企業が税関に自主的に開示する場合は、「自主開示報告書」を作成し、帳簿、証憑などの関連資料を添付して、通関地、実際の輸出入地または登録地の税関に提出する必要がある。

六、本公告の有効期間は 2025 年 10 月 11 日から 2027 年 6 月 30 日までとされている。また、税関総署公告 2023 年第 127 号は同時に廃止される。

お問い合わせは  
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海満意多企業管理諮詢有限公司

〒200030 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海国際貿易中心 610 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX: +86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: http://shmydo.jp